

第 6 回

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会

会 議 録 概 要 版

(平成16年3月1日)

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会

第6回 函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会会議録概要版

1. と き 平成16年3月1日(月曜日) 13:56~15:15

2. ところ ホテル函館ロイヤル

3. 出席者

(1) 会長 函館市長 井上博司

(2) 副会長 戸井町長 吉澤慶昭 恵山町長 工藤篤
椴法華村長 船木英秀 南茅部町長 飯田満

(3) 出席委員(35名)

(函館市)

西尾正範
福島恭二
岩谷正信
小野沢猛史
泉清治
佐藤幸太郎
山鼻節郎

(戸井町)

伊藤修
吉田崇仁
境樹弥
吉田悦也
砂子賢己
館山澄子

(恵山町)

石田徹也
斉藤明男
依田邦男
二木進
藤原靖孝
斉藤賢三

(椴法華村)

大津廣
田中孝司
中市敏樹
佐々木孫一
佐々木正俊
佐々木範子

(南茅部町)

細井徹
杉林幸弘
樋口廣文
鎌田光夫
関根弘
熊谷儀一

(共通委員)

星井英人 河合裕秋 長野章
金山正智

4 . 説明員

函館市・戸井町・恵山町・榎法華村・南茅部町合併協議会事務局

事 務 局 長 近 江 茂 樹

函 館 市 環 境 部 長 小 野 知 博

会議に付した事件

(協議事項)

- 協議第 1号 地域審議会について
- 協議第 2号 特別職の身分の取扱いについて
- 協議第 3号 行政組織機構の取扱いについて
- 協議第 4号 一般職の職員の身分の取扱いについて
- 協議第 5号 一部事務組合等の取扱いについて
- 協議第 6号 環境衛生事業の取扱いについて
- 協議第 7号 条例、規則等の取扱いについて
- 協議第 8号 建設関係事業の取扱いについて(継続協議)
- 協議第 9号 町字名の取扱いについて(継続協議)
- 協議第 10号 5市町村建設計画(継続協議)

- 議案第 1号 平成16年度函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会スケジュールについて
- 議案第 2号 平成16年度函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会予算について

午後1時56分 開 会

会長 挨拶。

会長 最初に、会議録署名委員の選任についてだが、本日の署名委員は、函館市議会議員の岩谷委員にお願いしたい。

それでは、協議事項に入りたい。

事務局 協議第1号 地域審議会から協議第3号 行政組織機構の取扱いまで一括で説明をしたい。

協議第1号 地域審議会について、調整方針案を読み上げる。

「市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4の規定による地域審議会を戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町に設置するものとし、合併までに組織および運営に関し必要な事項を定める。」とする。

会長 何かご質問、ご意見があればご発言願いたい。

岩谷委員 仮に6月に合併について各市町村議会で議決をしていただくとして、その際地域審議会に関する組織の構成員とか、定数とか任期とか任免とかという協議事項についても議会で議決をいただいたものを告示をするということで、地域審議会は条例で定めるのではなくて、議会の議決をいただいて告示をすることによって効力が発揮するということは、12月1日合併スタートとすれば、12月1日以前に地域審議会は発足させるということの扱いになるのか。その辺の説明をお願いしたい。

事務局 この審議会の協議については、どのような内容になるかということの議決が必要である。地域審議会の協議についても6月の議会にお願いをしたいと考えている。

本来であれば条例設置が基本だが、編入合併の場合は条例そのものが合併時になくなってしまうということもあり、議会で協議をし、告示をしたものが新市に引き継がれるという、そういう流れになっている。これは、合併後に条例を設置し、審議会を発足させるということではなくて、合併前に地域が懸念している部分をきちっと保障するという、そういう趣旨である。

会長 協議第1号について諮る。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 協議第1号 地域審議会については、原案のとおり決定。

次に、協議第2号 特別職の身分の取扱いについてをお諮りしたい。

何かご質問、ご意見があれば、ご発言願いたい。

〔「なし」の声あり〕

会長 5人の首長で相談をして、しかるべき形のを法定協にご報告になるのか、調印式の直前になるのか、タイミングをみながら、住民の皆さんにご報告をするというふうに考えている。

会長 協議第2号について諮る。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 協議第2号 特別職の身分の取扱いについては、原案のとおり決定。

次に、協議第3号 行政組織機構の取扱いについてをお諮りしたい。

何かご質問、ご意見があれば、ご発言願いたい。

〔「なし」の声あり〕

会長 協議第3号について諮る。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 協議第3号 行政組織機構の取扱いについては、原案のとおり決定。

次に、協議第4号 一般職の職員の身分の取扱いについてをお諮りしたい。

事務局 協議第4号 一般職の職員の身分の取扱いについて、調整方針案を読み上げる。

「1 戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条第1項の規定により、すべて函館市の職員として引き継ぐものとする。

2 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、函館市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、5市町村の長が別に協議して定める。」とする。

会長 何かご質問、ご意見があれば、発言願いたい。

〔「なし」の声あり〕

会長 協議第4号について諮る。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 協議第4号 一般職の職員の身分の取扱いについては、原案のとおり決定。

次に、協議第5号 一部事務組合等の取扱いについてをお諮りしたい。

事務局 協議第5号 一部事務組合等の取扱いについて、調整方針案を読み上げる。

「1 戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町がそれぞれ加入している一部事務組合等については、合併の前日をもって脱退する。

2 戸井町、恵山町、椴法華村で構成している恵山地区衛生処理組合については、合併の前日をもって解散し、函館市に引き継ぐものとする。」とする。

会長 何かご質問、ご意見があれば、ご発言願いたい。

〔「なし」の声あり〕

会長 協議第5号について諮る。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 協議第5号 一部事務組合等の取扱いについては、原案のとおり決定。
次に、協議第6号 環境衛生事業の取扱いについてをお諮りしたい。

事務局 協議第6号 環境衛生事業の取扱いについて、調整方針案を読み上げる。

- 「1 ごみの分別、収集、手数料については、函館市の制度に統一する。
2 し尿の収集、手数料については、函館市の制度に統一する。」とする。

会長 何かご質問、ご意見があれば、ご発言願いたい。

館山委員 ごみについてだが、戸井町も恵山町も榎法華村も同じだと思うが、発泡スチロールやプラスチック、缶も全部洗って出していた。函館市では洗わなくてもいいと聞いているが本当か。

小野函館市環境部長 プラスチック容器包装類については、函館市は洗わなくてもよいということでは決していない。再生利用する場合には汚れがついているとリサイクルに支障を来すということで、私どもも洗って、すすいでお出しをいただくようにというご指導をしている。

会長 協議第6号について諮る。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 協議第6号 環境衛生事業の取扱いについては、原案のとおり決定。
次は、協議第7号 条例、規則等の取扱いについてをお諮りしたい。

事務局 協議第7号 条例、規則等の取扱いについて、調整方針案を読み上げる。

「条例、規則等については、函館市の条例、規則等を適用する。

ただし、各種事務事業等の調整内容と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて、新規制定、一部改正等を行うものとする。」とする。

会長 何かご質問、ご意見があれば、ご発言願いたい。

〔「なし」の声あり〕

会長 協議第7号について諮る。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 協議第7号 条例、規則等の取扱いについては、原案のとおり決定。

次に、継続協議となっているものについてお諮りしたい。まず協議第8号 建設関係事業の取扱いについてお諮りしたい。

事務局 平成15年12月26日の協議会において、資料として変更前の形で当協議会にお示しをした。

変更前は、「市町村営住宅使用料については、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から5か年間で段階的に調整し統一をする。」ということで、提案した。

これについては、合併をすることにより、函館市の立地係数を適用することに伴って住宅使用料が上がるという状況が出てきたので継続協議となった。その後、部会等で協議をして、変更後ということで本日ご提案を申し上げたい。

変更後は、「市町村営住宅使用料については、現行のとおりとする。」ということでご提案申し上げたい。

使用料が上がる部分については、減免対応をしたい。変更前の「5カ年で段階的に調整し統一をする。」から、変更後については「現行のとおりとする。」ということで訂正した。

会長 何かご質問、ご意見があれば、ご発言願いたい。

〔「なし」の声あり〕

会長 協議第8号について諮る。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 協議第8号 建設関係事業の取扱いについては、変更後の提案のとおり決定。

事務局 協議第9号 町字名の取扱いについては、第2回の協議会に提出をして以来、ずっと継続となっている。これまで、5市町村において十分協議を重ねてきたが、協議会に示した3案のうち、一つの案に絞り込んだ形で最終的な協議を進めたいということで、もう少し時間をいただき、次回の協議会にお示しをしたい。

その理由は、住民説明会などにより最終確認を行った上で協議会にお示しをしたいという意向の持っている地域があるためである。こうした手続を踏まえた中で次回にお諮りをさせていただきたい。

会長 ただいまの説明のとおり、町字名については次回の協議会に向けて最終調整をしているので、ご理解願いたい。

事務局 次に、協議第10号 5市町村建設計画について、ご説明を申し上げたい。

前回地域別事業計画一覧をお示しをし、皆様よりいただいたご意見も踏まえながら建設計画の基本方針あるいは基本計画の文言等を整理をし、引き続き現在北海道との協議を進めている途中である。その結果も踏まえて、次回の協議会において、あわせて財政計画も皆様にお示しをしてまいりたい。

会長 何かご質問、ご意見があれば、ご発言願いたい。

岩谷委員 事業費ベースの積算については、前回示された資料の中で、10カ年トータルで出ているが、10カ年のうち項目ごとに前期、後期くらいに分けて示すとともに、事業費ベースとあわせて計画数量というか、目標数量を可能な限り示していただければ、仮に住民説明会でも非常にわかりやすいのではないかと考えている。

事務局 前期5年と後期5年、大きくこの二つに分けた場合の概ね事業量の比率については、前期で約60%程度である。事業費個々に、地域別・年次別に分けて出すということは難しいと思うが、検討させていただきたい。

それから、建設計画がまとまった時点で、冊子として全戸配布したいと考えている。

会長 できる限りわかりやすい形で、建設計画をまとめる努力をしてほしい。

会長 次に議案として2点お諮りをしたい。

まず、議案第1号 平成16年度函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会スケジュールについて、お諮りをしたい。

事務局 議案第1号 平成16年度函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会スケジュールについては、3月の協議会ですべて終了すると、4月には協定書の調印となる。

続いて、6月に合併の議決や平成15年度の合併協議会の決算を協議会に報告したい。

また、順調に進むと11月に協議会を開催し、総務大臣の告示の報告や協議会の解散、予算の取扱い、住民への周知等の報告をし、合併の前日をもって協議会が解散するという流れで予定をしている。

2番目に国・道関連だが、4月にこの合併協定書の調印がなされると、建設計画を直ちに総務大臣および北海道知事へ送付するという作業が出てくる。

次に、6月には5市町村の定例会で議決がなされると、北海道へ廃置分合の申請を行う。

北海道は9月の道議会でこの廃置分合の議決を予定している。議決されると知事は廃置分合の決定処分をし、総務大臣へ届出をする。総務省はこの届出を受けて総務大臣告示ということで、官報により告示がなされる。

3番目に5市町村の議会については、6月の定例会で、それぞれ5市町村が廃置分合、財産の処分にかかわる議案、議員の定数および任期にかかわる議案、さらには地域審議会の設置、そして合併関連の補正予算等を提案したいと考えている。

11月には、臨時議会の対応で、合併関連の条例、町字名、一部事務組合の解散・脱退や財産処分、合併協議会の解散、合併後の12月から3月までの予算等を予定している。

次に広報・広聴関係についてだが、開催の都度ホームページの更新を、11月まで継続して進めてまいりたい。

また、協議会が開催された都度、協議会だよりを発行しているが、これについても発行してまいりたい。

6月に建設計画のダイジェスト版を作成し、全戸配布を考えている。

9月には、合併に伴ういろいろな制度、事務事業の調整に伴い住民へのサービスや負担はどうなるのかを示した住民広報用の資料を作成し、全戸配布を予定している。一連の流れがすべて順調にいくと、12月1日に新市が誕生するということで平成16年度の合併協議会のスケジュールを考えている。

会長 何かご質問、ご意見があれば、ご発言願いたい。

〔「なし」の声あり〕

会長 議案第1号について諮る。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 議案第1号 平成16年度函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会スケジュールについては、原案のとおり決定。

次に、議案第2号 平成16年度函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会予算についてをお諮りをしたい。

事務局 平成16年度5市町村合併協議会の予算について、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額について、それぞれ2,950万8,000円と定めている。

まず、歳入について、ご説明をしたい。

第1款分担金及び負担金、1項1目とも負担金2,350万円は、本協議会の管理運営に要する負担金として、函館市から910万8,000円、戸井町から359万1,000円、恵山町から360万5,000円、椴法華村から355万7,000円、南茅部町から363万9,000円をそれぞれ負担していただくものである。

次に、第2款道支出金、1項1目とも道補助金600万円は、本協議会の管理運営に要する費用のうち、広報・広聴に要する費用の一部についての北海道からの補助金を見込んでいる。

次に、第3款諸収入、1項1目とも預金利子1,000円は、歳入現金の預金にかかわる普通預金利子である。

2項1目とも雑入7,000円については、協議会事務局臨時職員の雇用保険料の本人負担分である。

続いて、歳出についてご説明をしたい。

1款1項とも運営費、1目会議費276万4,000円は、委員報酬、会議資料等の作成、会場使用等に係る経費である。

次に、2目事務局費の425万2,000円は、協議会事務局臨時職員の賃金、国・道との協議のための旅費、それから協議会事務局の光熱費や事務機器の使用料等である。

また、第2款事業費1項1目とも事業推進費2,239万2,000円については、ホームページの運用、協議会だより、さらに住民広報用資料の作成、その他例規整備に要する費用である。

第3款1項1目とも予備費につきましては、10万円を計上している。

会長 何かご質問、ご意見があれば、ご発言願いたい。

〔「なし」の声あり〕

会長 議案第2号について諮る。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 議案第2号 平成16年度函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会予算については、原案のとおり決定。

それでは、本日の案件は以上で全部終了とする。

(事務局から案内)

・次回の会議開催日程

と き：平成16年3月29日(月)13時30分～

ところ：函館国際ホテル

(午後3時15分 閉 会)